

令和元年度第2回
札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：2019年10月4日（金）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

１．開　　会

○松久委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第２回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催いたします。

初めに、事務局から連絡事項がございますので、お願いいたします。

○事務局（大場アイヌ施策課長）　アイヌ施策課長の大場です。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、委員会の成立についてご報告いたします。

札幌市アイヌ施策推進委員会規則第４条第３項におきまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないということにされております。本日は、小樋山委員、本田委員から所用により欠席のご連絡を受けておりますが、委員８名ということで過半数を超えておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

初めに、次第と委員名簿、資料１のアイヌ施策推進地域計画、資料２のアイヌ政策推進交付金事業計画、資料３のアイヌ政策推進交付金を活用した民族教育の充実、資料４の次期札幌市アイヌ施策推進計画策定に向けた今後の進め方（案）、資料５のＡ４判横の札幌市アイヌ施策推進計画の進捗状況報告、最後に、札幌市アイヌ施策推進計画をお配りしてございます。

今、追加で、国から配布がありました令和元年度アイヌ政策推進交付金交付決定についてというＡ４判の資料もお配りしてございます。

不足の資料がなければ、委員長、よろしくをお願いいたします。

○松久委員長　ありがとうございました。

２．議　　事

○松久委員長　本日の議事についてですが、次第にありますとおり、アイヌ施策推進法に係る情報提供、次期札幌市アイヌ施策推進計画の策定に向けた今後の進め方、現計画の進捗状況報告となっております。皆様から、忌憚のないご意見をいただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事（１）のアイヌ施策推進法に係る情報提供について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（一條制度担当係長）　アイヌ施策課制度担当係長をしております一條です。

私から、アイヌ施策推進法に係る情報提供についてご説明させていただきます。

資料１のアイヌ施策推進地域計画をご覧ください。

まず、地域計画についてですが、ことし５月に施行したアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、いわゆるアイヌ施策推進法に基づきまして、アイヌ施策を推進するために市町村が作成するもので、５年間を限度とした複数年計画となります。作成した地域計画につきましては、内閣総理大臣の認定を受けることに

なっておりまして、この認定が交付金を受けるために必要となります。

地域計画の認定申請の手續に関しましては、9月6日に国から連絡がありまして、9月10日付けで申請するよう指示を受けておりますので、札幌市分として既に国に提出し、9月20日付けで内閣総理大臣の認定を受けたものが資料1の地域計画となります。

次に、交付金についてですが、交付金は、この認定を受けた地域計画に基づく事業が対象となっており、事業の実施年度ごと、毎年度、交付金を申請し、都度決定を受ける必要があります。

交付金の手續に関しましては、9月20日に交付金の申請をするよう国から指示がありましたので、地域計画が認定された日と同日に今年度の交付金申請をしており、その際に添付したものが資料2のアイヌ政策推進交付金事業計画となります。

資料2の交付金の申請ですが、今年度分の交付金の対象事業費は約1億2,600万円、そのうち8割が交付額となりますので、今年度分の交付金申請額としては1億53万6,000円となっております。こちらにつきましては、9月30日付けで国から交付決定を受けております。

それでは、それぞれの資料の中身を簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料1の地域計画をご覧ください。

この地域計画につきましては、国からフォーマットが示されておりまして、その項目に沿って記載をしております。

また、内容につきましては、札幌市では、平成22年に策定した基本計画である札幌市アイヌ施策推進計画がありますので、基本的には、その内容を踏まえて作成しております。

まず、1の計画の名称についてですが、先ほどご紹介した市の推進計画と区別するため、札幌市アイヌ施策実施プランとしております。

次に、3の計画の目標の(1)地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題についてですが、現状としまして、札幌アイヌ協会を中心としたアイヌ関連団体により、アイヌ伝統的儀式の実施・再現、古式舞踊の披露、伝統的作物の栽培などのさまざまな保存・伝承等の活動が行われていること、札幌市としては、札幌市アイヌ施策推進計画を策定し、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指して、アイヌ関連団体と協力しながらさまざまな施策を推進していることを記載しております。

課題としましては、こうした取り組みによって、市民の関心は高まりつつあるものの、アイヌの歴史や文化等に関する理解が十分とは言えない状況であるほか、高齢化などにより保存・伝承活動の担い手が不足している状況があることなどを記載しております。

次に、2ページ目に移りまして、(2)計画の目標についてですが、市の推進計画の目標に沿いまして、アイヌ伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化に対する市民の理解を深めることにより、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指すとしております。

次に、(3)数値目標につきましては、アイヌ施策推進法に基づく事業の分類ごとに、

K P I と呼ばれる主要な事業の評価指標をそれぞれ掲げることとされております。

一番左のアイヌ文化の保存、継承に資する事業の数値目標としまして、自然素材の栽培やアイヌの民具づくりなどの体験交流を行っているイオル事業の体験交流事業参加者数を記載しております。

次に、アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業の数値目標としましては、アイヌ民族の方々に講師となっていて、刺しゅうや木彫りの体験、歴史、文化の講座などを行っているアイヌ文化体験講座の参加者数を設定しております。

次に、観光振興、産業振興に資する事業の数値目標として、まず、アイヌ文化交流センターの来館者数、次ページに移りまして、令和2年度からの新規事業として予定している民族共生象徴空間・ウポポイへのバスツアー参加者数、同じく、令和2年度に予定している札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）での民芸品の定期販売会における購買者数を設定しております。

最後に、交流の促進に資する事業の数値目標としましては、小・中・高校生を対象として行っている団体体験プログラムの参加学校数を目標として設定しております。

なお、先ほどご説明した一つ目の体験交流事業の令和元年度をハイフンとしておりますが、こちらにつきましては、今年度までアイヌ民族文化財団からの受託事業という形で実施しております、次年度以降、札幌市の事業として実施していく予定となっているため、目標値を次年度以降からの設定とさせていただきます。

次に、4のアイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項でございます。

まず、4-1のアイヌ文化の保存又は継承に資する事業につきましては、先ほどの数値目標でご説明しましたイオル事業と、アイヌ関連団体の取り組みに対する補助金事業を記載しております。

4-2のアイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業につきましては、地下鉄南北線さっぽろ駅構内に整備したアイヌ文化を発信する空間ミナパに関するものと、アイヌ伝統文化振興事業として、数値目標のところでご説明したアイヌ伝統文化の体験講座のほか、市民参加型アイヌアートモニュメントの制作・展示、アイヌ文化交流センターにおいて行っているアイヌ民族による伝統楽器の演奏、古式舞踊の披露、市民体験等のイベント、チ・カ・ホや大通公園などの公共空間を活用したアイヌ文化の発信などを記載しております。

4-3の観光の振興その他の産業の振興に資する事業につきましては、まず、アイヌ文化交流センターリフレッシュ事業としまして、アイヌ文化交流センター内の中庭等を活用したアイヌ食文化の発信スペースへのリニューアル、アイヌ民族衣装を着用して写真撮影をすることができるよう記念撮影コーナーの設置、来館者が気軽に文化体験することができるよう刺しゅうや木彫りなどの文化体験コーナーの設置、インバウンド対応として展示物解説等の多言語化など、新規事業を中心に記載をしております。

次に、アイヌ文化関連の観光プロモーション事業ですが、こちらも新規事業を中心に、来年2月のさっぽろ雪まつり会場を活用したアイヌ文化をテーマとしたイベントの実施、

令和２年度に開催予定の札幌国際芸術祭と連携し、芸術祭会場とアイヌ文化関連の施設見学を行うバスツアーの設定、アイヌ語による広報等の実施、そのほか、ウポポイのオープンに向けた応援イベントの実施や、先ほど数値目標でご説明したウポポイとアイヌ文化交流センターをめぐるバスツアーの設定などを記載しております。

次に、アイヌ文化のブランド化推進事業としまして、こちらも新規事業を中心に、アイヌ文化に関連した新たな商品開発や販路開拓などを行うプロモーションの実施、数値目標として掲げたチ・カ・ホを活用したアイヌ民芸品の定期販売会の実施、そのほか、アイヌ民芸品販売ショップの開設などを記載しております。

４－４の地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業につきましては、アイヌ文化交流センターと札幌市共同利用館の管理運営や、児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業として、札幌市共同利用館で行っている夏休み・冬休み期間中のアイヌの児童生徒に対する学習支援、数値目標のところでご説明した小・中・高校生に対する団体体験プログラムの提供、そのほか、新規事業としまして、アイヌ文化交流センターやウポポイにおける児童の体験学習や、児童への伝統楽器ムックリの配布などを記載しております。

次に、５の計画期間についてでございます。前回の施策推進委員会の中で、令和２年度末までの計画にしたいとご説明をさせていただいたのですが、この地域計画を作成する全ての市町村が令和５年度末までの計画期間として作成しているため、札幌市の地域計画も令和６年度末までの５か年計画としております。

続きまして、６の法第１５条第１項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費でございます。

交付金に関しましては、職員費や施設の維持管理費、補助金や負担金など、対象外とされているものがありますので、札幌市が５年間でを行う事業のうち、これらを除いた交付金を充てて行う事業につきまして、交付金における事業分類ごとに分けたものとなります。

５年間の事業費としましては、文化振興事業が８，２９３万４，０００円、地域・産業振興事業が４億３，７４４万５，０００円、コミュニティ活動支援事業が１億１，３５３万４，０００円となりまして、全体の事業費合計が６億３，３９１万３，０００円となっております。

続きまして、７のアイヌ施策推進地域計画が法第１０条第９項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由につきましては、目標の達成に向けた各事業の必要性ですとか、各事業が確実に実施される見込みである旨を述べる部分となりますので、ここでは説明を割愛させていただきたいと思っております。

次に、６ページ目に移りまして、８の目標の達成状況に係る評価に関する事項でございます。

（１）評価の手法ですが、先ほどご説明させていただきましたそれぞれの数値目標につきまして、実績値を公表するとともに、札幌市アイヌ施策推進委員会の場において、目標

の達成状況等の検証を行わせていただければと考えております。

(2) 評価の時期及び内容につきましては、毎年度3月末時点の数値目標の達成状況につきまして、毎年度5月頃に施策推進委員会による効果検証を行いたいと考えております。

続きまして、9の法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項についてでございます。

アイヌ施策推進法では、新たに、国有林における林産物の採取に関する特例措置が設けられております。この特例措置を活用するためには、認定を受けた地域計画に、伝統儀式の実施や、その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を採取する事業が記載されている場合に可能とされておりますので、必要な林産物の種類や使用目的、数量などを札幌アイヌ協会から聞き取りをさせていただいて記載したものとなっております。

実際に国有林から林産物を採取するためには、この認定を受けた地域計画をもとに、国有林を管轄する森林管理署と札幌市の間で契約を結ぶ必要がありますので、今後、調整をしながら契約を締結する方向で準備を進めていきたいと考えております。

続きまして、10の内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項についてでございます。

こちら、アイヌ施策推進法で新たに設けられたものでありまして、認定を受けた地域計画に、アイヌにおいて継承されてきた儀式、漁法の保存、継承、儀式等に関する知識の普及啓発に利用するためのさけを内水面において採捕する事業が記載されている場合に、漁業法及び水産資源保護法による許可の手續に関して配慮が受けられるといった内容になってございます。

こちら札幌アイヌ協会などに聞き取りをさせていただきましたが、現時点では該当がありませんでしたので、今回は「なし」と記載しております。

次ページ以降は、各年度の実施予定を記載したスケジュールですので、新規の事業を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、1枚おめくりいただきまして、3の地域・産業振興事業（アイヌ文化交流センターフレッシュ）をご覧ください。

先ほど説明したアイヌ文化交流センター内の中庭等を活用したアイヌ食文化の発信につきましては、まず、今年度、アイヌ文化交流センター内のレストコーナーに映像機器を設置しまして、身近な食材を使ったアイヌ料理の紹介など、PR映像を通じた文化発信を行っていきたいと思っております。

中庭の改修につきましては、令和2年度以降、順次進めていくことを予定しております。

また、令和4年度、令和5年度には、食文化関連の新たな映像コンテンツの制作などを行っていく予定としております。

記念撮影コーナーの設置につきましては今年度、文化体験コーナーの設置につきましては令和3年度を予定しております。

そのほか、多言語化の対応といたしまして、令和２年度に展示物説明プレートの制作や展示物ガイドアプリの導入、Wi-Fi環境の整備などを行っていきたいと思っております。

次に、４の地域・産業振興事業（アイヌ文化関連の観光プロモーション）についてでございますが、今年度は、ウポポイのオープンに向けた応援イベントの開催や、さっぽろ雪まつり大通会場におけるアイヌ文化の魅力発信イベントを行う予定としております。

令和２年度は、地域住民組織などを対象として、ウポポイやアイヌ文化交流センターを周遊するバスツアーを設定するほか、札幌国際芸術祭との連携による各会場とアイヌ関連施設をめぐるバスツアー、そのほか、アイヌ語による広報なども行っていく予定としております。

次に、５の地域・産業振興事業（アイヌ文化のブランド化推進）についてですが、令和４年度のアイヌ民芸品販売ショップの開設を目指して、今年度から、順次、つくり手や製造業者等のヒアリング調査を行ったり、次年度以降、商品開発、テスト販売やメディア等を活用した情報発信を行っていきたいと思っております。そのほか、今年度と令和３年度にプロモーション映像の制作にも取り組んでいきたいと考えております。

最後に、６のコミュニティ活動支援事業（児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業）についてでございます。今年度は、児童の体験用として、ムックリの購入や、教員用の指導資料の改訂を行いまして、令和２年度には、ウポポイを活用した小学生の体験学習や教員研修の実施などを予定しているところでございます。

資料１のアイヌ施策推進地域計画の説明は以上となります。

資料２のアイヌ政策推進交付金事業計画につきましては、交付金を充てて行う今年度の事業説明と事業分類ごとの経費などを記載したものととなりますが、内容につきましては、先ほどの資料１の説明とほぼ重複しますので、ここでは説明を割愛させていただきたいと思えます。

私からの説明は以上です。

○松久委員長 詳細なご説明をいただきありがとうございました。

資料１では、アイヌ施策推進地域計画の名称が平成２２年の札幌市アイヌ施策推進計画と近似していますので、市のほうの推進計画の最後の４文字と重ならないように、これから実施プランという呼び方をしていくというご説明をいただきました。この実施プランはアイヌ新法に位置づけられたプランで、新法はことし４月に公布され、５月から施行になっております。ご説明の中にございましたように、５年を最長限度とする計画ということで、今後５年の計画の内容について大変詳細なご説明をいただいたところです。

資料１、資料２につきまして、ご意見、ご質問などいただきたいと思います。

○阿部委員 すごい内容で、知らなかった部分もあるし、こんなにやってくれたのだという思いもあり、非常にびっくりしながら聞いておりました。本当にありがとうございます。

単純な質問で申し訳ないですが、事前にいただいた資料を見て、K P Iというのはどう

いう意味なのかわからないので、教えていただきたいと思います。

もう一点は、7ページの私たちが山からいろいろなものを利用したいというときに、国有林のというお話がございました。先月、北海道アイヌ協会から、いわゆる王子製紙の王子林業というところがあるのですけれども、そこが手稲に相当の山を持っているのですね。特に、東斜面です。西野、平和は住宅地が山の際まであるのですけれども、その住宅地のすぐの斜面がいわゆる王子の林業で持っている山なのです。その人工林と天然林をいろいろ分けて、カラーで持ってきて、是非これを使ってくださいということを言ってきてくれました。実は、四、五年前から、三井とか民間の林業の会長も含めて、白老、平取、釧路、帯広、旭川を回って、アイヌの人たちに、どうぞ私たちの山も使ってくださいとやったのに、札幌は全然来ないから、札幌周辺には余り持っていないのだなと思ったら、先月来まして、是非使ってくださいと言ってきました。

もうすぐ雪も降るので、ことはなかなか難しいのですけれども、町内に行って、山を見て、ここはいいな、入っていけそうだなと思うところがあれば、冬に計画を立てて、来年の春から利用させてもらえないかなということがありますので、このことをご報告させていただきたいと思います。もちろん、今まで国有林も利用させていただいていますので、さらにお願ひしたいと思いますので、この2点をお願ひいたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

1点目は、K P Iの補足説明をお願ひしたいということで、2点目は、王子からの申し出を受けましたというご報告をいただきました。

○阿部委員 市に資料を渡しますので、その辺も連携しながらやりたいと思います。

○松久委員長 それは、ご報告を承ったということによろしいのですか。それとも、ここで何かお答えいただけることがあればということでしょうか。

○阿部委員 特別ないので、一応、委員の皆さんにも、きょうの資料には国有林が載っていますけれども、実は、三井とか、いろいろな民間で持っているところも言ってきていて、これは王子林業から来ましたという報告でございますので、もし何か質問があればお答えいたします。よろしくお願いします。

○松久委員長 ありがとうございます。

それでは、K P Iについて、いま一度、説明をお願いします。

また、ただ今、情報提供いただきましたことについては、札幌市にも既にそういう情報が届いているのか、何か関連したコメントがございましたら、いただきたいと思います。特にないようでしたら、ただいまいただきました情報を私どもで共有させていただくということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（一條制度担当係長） まず、1点目のK P Iについては、目標の達成に向かって、プロセスが適切に実行されているかどうかを計測するための役割として、それぞれの分野ごとのキーとなる主要な事業の評価をするために設定する指標がK P Iとなります。

○阿部委員 例えば、Kはどのような意味なのですか。

○事務局（一條制度担当係長） Kは、キーですね。キー・パフォーマンス・インディケーターです。

○阿部委員 それは、どこをどうやって見るかというのは、何を基準にしてということなのですか。キー・パフォーマンスと言っていますが、こういうものが目標としてあって、これに対してどのぐらいかという達成率みたいなものでしょうか。

○事務局（一條制度担当係長） 地域計画の中の2ページになりますが、ここでそれぞれの各年度の数値目標を掲げております。例えば、アイヌ文化の保存又は継承に資する事業という分野の中で、K P Iとして体験交流事業参加者数を設定しておりますので、年度ごとの数値目標に対する達成率がどうかということを検証していくことになります。

○阿部委員 了解しました。

○松久委員長 翌年度の5月の当委員会で、その検証を行うことになっているようですね。

○阿部委員 ありがとうございます。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 王子の民有林のお話ですが、特段、札幌市のほうに情報が来ている訳ではございませんでしたので、いただく予定の資料をもとにして、北海道並びに北海道アイヌ協会と連携をとりながら、そういう情報も共有してやっていきたいと思っております。

情報をありがとうございます。

○阿部委員 先ほど言おうと思って、忘れてしまいました。

山でとるものは、木の皮とか、山菜とか、いろいろなものがあるのですが、カヤとかアシというのは、川の縁によくあるのです。例えば、私たちは石狩川でとらせていただいているのですけれども、石狩川というのは、昔、ぐにゃぐにゃ曲がっていたのです。それを江別から石狩の浜まで真っすぐにしたのです。そうすると、平取の人たちは、当別のほうにとりに行っているのです。ところが、当別にとりに行っているのだと思ったら、札幌市なのです。驚きましたね。拓北とかあの辺の向かい側は、昔、ぐにゃぐにゃ曲がっていたから、川が曲がっていると、向こうまで札幌市の土地で、北から来るのは当別の土地ということで、拓北の石狩川の南側に当別町もあるのですね。ところが、向かい側に札幌市の土地もあるのですよ。だから、あの辺にとりに行くときに当別町に相談したら、違います、あそこは札幌市ですよという話もあったので、その辺の認識はされているのでしょうか。要するに、石狩川の北側の当別側のほうに札幌市の土地もあるよということは、施策課として認識していますか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 当初、認識はございませんでしたが、会長から情報をいただきましたので、今は情報を認識しております。

○阿部委員 例えば、今後、そういうところに行ってやる場合は、石狩のほうに申請をするのでしょうか。札幌市に申請するのでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 一旦、我々にご相談いただいて、我々のほうでいろいろ調べたいと思います。

○阿部委員 ありがとうございます。

○松久委員長 ありがとうございました。

王子から申し出をいただいて、そこで利用させていただくことになりますと、覚書のようなものを交わすことになるのか、何らかの手續なり、どういうところまで利用させていただけるとか、期間とか、そういうところを詰めていく作業がこの後に出てくるのかなと思って伺わせていただきました。

ほかにご質問等はございますか。

○多原委員 1 ページの下から 8 行目のところに、アイヌ施策推進地域計画について書かれておりますが、アイヌ関連団体の活動や本市施策の展開により、市民の関心は高まりつつあるものの、アイヌの歴史や文化等に関する理解が十分とは言えない状況であるほか、アイヌ関連団体会員の高齢化などにより、アイヌ文化等の保存・伝承活動の担い手が不足している状況となっている。こうした課題があることから、アイヌ文化等の保存・伝承活動の担い手を確保するため、文化伝承のための講座や、アイヌの児童生徒への学習支援などと書かれています。今ご説明いただいた中に、実際にこういった問題のニーズはあるものの深刻な状況であるということですが、担い手の確保や文化伝承のための講座というのは、今年度とか次年度においてどのような形でされるのか、今、説明を受けた中では余り見えてこなかったような気がしますので、ご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 前段に伝承活動の担い手不足とあり、後段は育成するためにさまざまな事業を行いますということですが、事業的には、現在行っているイオル事業の講座におきまして、講師を複数配置することでの伝承者の育成や、各団体において、我々のほうで委託している事業の中において、舞踊をやったり、団体における伝承といったところを意図してございます。

児童生徒への学習支援というところでは、現在やっております事業につきまして引き続き行うといったことですし、さまざまな文化の伝承と振興といったところでは、さまざまなイベントや事業を通して、市民への普及をしていきたいと思っております。

○多原委員 ありがとうございました。

さまざまな委託事業の中で、伝承者の育成をしていただきたいと受け取りましたが、例えば、アイヌの工芸や刺しゅう、木彫り、踊り等は文化体験等でも非常に活発にしておりますが、北海道で行う機動職業訓練校という中で、アイヌ文化を伝承するための刺しゅう講座を初歩から学んで身につけていくとか、木彫りもそのような形で今の伝承者が育成されてきました。サッポロピリカコタン内にあるさまざまな展示物も、札幌のアイヌのメンバーが中心となって、あそこに展示物を制作してきました。

実際、そういった伝承は長期間かかるものです。刺しゅう、木彫り、樹皮を使った編み物等があります。委託事業の中でやるのも大事ですが、今後、アイヌ文化を継続していくために、伝承者を育成するための新たな講座や育成事業が必要だと思いますので、そういった点を考えていただければと思っております。

○松久委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○飯田委員 非常に多面的にいろいろな事業を積極的に打ち出されていることがよくわかりました。その上で、簡単な質問と、この間、参加してみているいろいろな思っていることを二、三言います。

一つ目は、毎年小学4年生にムックリを配布するというのは非常にいいことだと思います。私も、アイヌ文化フェスティバルに行って、もらって、自分でやってみて、結構難しいけれども、普通はない音色が味わえるから、子どもにとって非常にいいことだと思います。これは、年間どのぐらい配る予定なのでしょう。

二つ目は、交付金の計画の3ページ目に、教職員用のアイヌ関係指導資料の改訂という言葉が入っているのですが、何か改訂すべきようなことがあったのか、あるいは、どの辺を改訂するつもりなのか、若干疑問に思っています。

三つ目は、資料1の3の横文字になっているところで、多言語化ということです。アイヌ文化交流センターのリフレッシュの関係での多言語化ですが、翻訳機、説明プレートを制作するというので、当然、英語はもう持っているでしょうけれども、どのような言語を考えているのでしょうか。

また、バスツアーは、いろいろと接触がとれるし、恐らく関心も高まるし、かなりの応募が見込める非常にいい企画だと思います。

最初のほうで質問された方もいましたが、最初の現状分析というのは非常に大事なところですね。大ざっぱに言えば、深まりつつあるけれども、まだ理解が足りないから、今後いろいろな努力をしていかなければならぬということです。

私は、実は、8月に高齢者市民講座というのに行き、阿部さんの娘さんに講師をしていただいて、ちょうど1時間ぐらいでしたが、ガイダンスみたいな形で、年齢の高い70代ぐらいの方が主役なのでしょうけれども、そういう方々がきちんと聞いてくれたという意味ではよかったと思います。

ただ、若干理解しづらい側面も残ったのだらうと思ったのは、帰りにエレベーターに乗ったら、その中の何人かが、ああいうことに税金を使うのはいかがなものかというニュアンスのことをつぶやいていたのも事実です。

また、これは聞いた話で、私が体験してはいませんが、小学校5年生の方々が、班別にアイヌ学習をして、授業参観で発表会をしているということです。昔の小学校と比べると、すごく広がって、正しい情報をきちんと伝えて、そこから学ぶ学習にしていけばいいなという意味で、非常にいいことをやっているなと強く感じました。

以上です。

○事務局（大場アイヌ施策課長） まず、ムックリの個数についてです。当初、計画をつくるときは、小学校4年生全員に配りたいということで、つくる方にも確認をして、できますというお話で調整を図っていたのですが、ウポポイが開設するというので、ウポポ

イのほうからも発注がどんどん入ってきて、既に受注して、つくって出している状況で、札幌市さんに対して、当初言っていた個数ができなくなっていました、ただ、約束していたので、できる限りつくりたいということで、可能な限りつくってもらう形にしておりますが、個数はまだ確定しておりません。ですので、アイヌ文化交流センターに来るさまざまな学校に対して、アイヌ民族の方がいろいろ体験講座をするのですが、その際にムックリの弾き方等を教えるような形での配布を考えてまいりたいと思っております。

また、多言語化ですが、基本的には、英語をベースに、韓国語、中国語等々がありますけれども、どういうものを言語化していくかについては、今後検討させていただければと思っております。

○事務局（阿部義務教育担当係長） 教育委員会でございます。

教師用の指導資料でございますが、平成19年度に第5集を発行しております。その後もアイヌに関する授業実践を積み重ねておりまして、それら今まで蓄積したものを、まとめたものを第6集として今後発行する予定です。

○飯田委員 国際芸術祭でアイヌ語の資料を提供する準備をする予定であるということでしたが、どのようなものをお考えなのですか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 直接は担当部局があるので、そちらで考えていることだと思いますが、それほど大きくアイヌ語に翻訳してということではなく、もしテーマが決まるのであれば、アイヌ語に訳したテーマを出すという形で、そのほかはこれから調整を図っていく内容ではないかと思っております。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問などございませんでしょうか。

○貝澤委員 ムックリについて、先ほど数がわからなかったのですが、1学年当たりの数は毎年そんなに変わらないと思うのですが。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 4年生自体は1万4,000人ぐらいおります。初めは、1万4,000個できますというお話だったのですが、状況が変わってきたということです。

○貝澤委員 私はほかでつくったことがあるのですが、やっぱり鈴木さんの品質がすごくいいから、鈴木さんに集中しているのだと思います。ただ、ムックリについては、今、札幌でもやり始めている人が出ていますし、幾らかつくって、音もきちんと鳴ると聞いています。今後については、大体1万4,000人ぐらいいるのであれば、札幌の工芸作家たちでやる気のある人もたくさんいると思うので、例えば、鈴木さんのところに習いに行ってもらおうというのはどうでしょうか。

だんだん数ができなくなっている部分もあると思いますし、聞いたところによると、教えてくれそうな気がするので、札幌から何人か派遣して、札幌でも品質のよいものをつくれるようにして、いずれは札幌で対応できるような方法をとっていくのがいいのではないかと思うので、要望をしておきます。

○松久委員長 ありがとうございます。

ムックリについては、次の議題でご意見を伺いたいと思っております。

ほかにご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、続きまして、アイヌ政策推進交付金を活用した民族教育の充実について、資料の説明をお願いいたします。

○事務局(増實企画担当係長) アイヌ施策課企画担当係長の増實と申します。よろしくをお願いいたします。

資料3のアイヌ政策推進交付金を活用した民族教育の充実、伝統楽器のムックリの配布について、資料の説明をさせていただきたいと思います。

さきにご説明いたしました資料1の地域計画の4ページに載っていた、今、いろいろなご質問、ご要望も出ましたムックリなのですが、この配布について委員の皆様のご意見をいただきたく、事務局から資料に沿って説明させていただきます。

まず、資料3の1の事業概要でございますが、これまで札幌市では、アイヌ文化交流センターや各学校において、子どもたちを対象にアイヌ文様の切り絵などの体験型学習を実施して、教育を通じたアイヌ民族の歴史・文化等への理解促進に取り組んでまいりました。

今後、子どもたちがより楽しみながら伝統文化に触れることができるよう、新たな取り組みとして、アイヌ文化の学習の機会などを捉えて、伝統楽器のムックリの配布を行おうと考えております。

子どもたち一人一人が伝統的な民具に直接触れて、体験する機会を創出することにより、アイヌ文化に対する興味・関心をさらに高めてまいりたいと考えております。

この事業で用いるムックリについてですが、先ほど貝澤委員からもご指摘がありましたとおり、子どもたちに体験していただくものでありますので、音が鳴らないような製品そのものの不具合がない品質の確かなものを購入して、配布したいと考えております。

そこで、本日のアイヌ施策推進委員会で、この事業に用いるムックリの選定について委員の皆様にご協議いただきたいと考えております。

その理由について説明いたしますと、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第39条に、原則、物品の購入などに当たっては、当該物品を一つの機種や製品に特定することはできないものとされております。ただし、特に事務事業の必要があるときは例外とされておりまして、その場合、契約管理担当部署への事前協議が必要となっております。契約管理担当部署が適否を判断してくれる訳ですが、所管課が物品を特定したプロセスにおいて、有識者の委員会の場で議論した結果、当該物品が特定されたか否かという点について参考として確認していることがわかりましたので、今回、本日のアイヌ施策推進委員会で事務局の提案をご説明させていただいて、委員の皆様にご協議いただきたいと考えています。

以上を踏まえて、もう一度資料に戻っていただきますと、資料2のムックリの選定についてということで、先ほどお名前が出ましたが、事務局として調査しましたところ、

鈴木さんが制作したムックリを選定候補の一つとして考えております。

その理由としては、資料に記載の３点でございます。

まず、現在、市場、インターネット販売などで流通しているムックリは、鈴木さんが制作したものが大半を占めております。また、複数のアイヌ民族関係団体が調達しているムックリも、やはり鈴木さん制作のものであることを確認しております、その品質が期待できます。また、鈴木さんは、継続的かつ大量生産の受注実績があることも確認しております。

事務局では、鈴木さんによる制作品以外、現時点では適当な製品を見つけることができませんでした。

この選定につきまして、委員の皆様にご審議いただきたいと思います。

以上、事務局からの説明でございました。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたように、札幌市の物品発注に関する関係要領で、原則、誰それのものという特定はできませんが、例外として、本委員会のような場での承認があればできるということで、この案件をお諮りさせていただきたいということです。

先ほど、後継者育成のお話も出ましたが、それとは分けて、今回、鈴木さんのムックリを指定することにご了承いただけるかどうか、ご審議いただければと思います。

○多原委員 先ほど、資料２で、このムックリについてお二方からお話が出ましたが、多文化の理解や共生ということで、今、子どもたちも音楽の時間にリコーダーを使ったりしておりますが、飯田委員からムックリを使ってよかったというお話をお聞きしましたし、アイヌ文化を理解するには、こういったことが本当に重要かと思います。

札幌アイヌ協会としても、鈴木様より数十年間ムックリを仕入れて、使用してきました。品質もしっかりしていますし、安全・安心だと思います。

貝澤委員から話が出たように、将来的には、札幌アイヌ協会でもムックリの制作を手がけていきたいと思いますが、今年度からの事業でもありますし、鈴木さんのところから仕入れることができ、子どもたちの手に届けば、今後の体験プログラムもさらに充実していくのではないかと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

○永宮委員 小学校の校長をしております永宮でございます。

ムックリは、小学校の子どもたちに大変関係のあることだと思っております。また、有意義です。

私は、若いころに担任をしていたときは、自分で買ったムックリを子どもに預けて、鳴らしてごらんみたいな遊びをしたことがあるのですが、昨今、感染症対策なども考えると、特に口に近づけるものなので、回してやるのはどうかと思っています。

私は、この事業を初めに聞いたときに、てっきり札幌市内の４年生全員に毎年当たるの

かと思っていたのですが、今、お話を聞きましたら、現実問題、なかなか難しいということでした。ただ、いずれは、札幌市の小学4年生全員に当たるようになってほしいなと思っています。

ムックリのいいところは、音を出すこと自体はそう難しくはないのですが、その後、演奏しようとなれば、かなり技術も必要だし、響かせるのも大変だというのは、やればわかりますので、そういう深まりのある手軽な楽器という意味でも大変意義があると思っています。

この委員会にかけることによって公正性、透明性が担保されるのであれば、是非ムックリの配布については推進していったほしいと思っています。

○松久委員長 ありがとうございます。

目標としては、全員に配布したいけれども、現段階では全員分の調達がなかなか難しい状況だということでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 小学4年生からアイヌ民族の文化に触れる学習をするということですので、当初は、できれば4年生の方全員にムックリを配りたいという気持ちでいたのですが、実際の手続をしている中で、数的になかなか難しいという状況の中で、今後、検討していかなければいけないと思っております。

○松久委員長 4年生には、毎年配りたいということですか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） そういう気持ちでございましたが、今後、ウポポイのほうの受注によって鈴木さんのできる数が変わってきますということなので、その状況に合わせた対応をしていきたいと思っております。

○松久委員長 それでは、鈴木さんのムックリに指定するということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○松久委員長 ありがとうございます。

これは、全て手づくりだととてもつくれませんね。工程の中では、どこかで機械を使っているのですか。

○多原委員 機械の話はよくわからないのですが、別の情報で、ことしの春ごろにお聞きしたのは、今、ウポポイの開業とかアイヌ文化の高まりがあって、すごく受注があるので、今までは、生産も販売で送付することも自分たちでやっていたのですが、それが全く間に合わなくなってしまったので、生産だけを手がけて、販売するところは別の方をお願いしたという話です。

札幌アイヌ協会でもこれまで、完成したものではなくて、半製品にしたものを仕入れてムックリをつくる体験もやっていたのですが、それは一旦中止しました。今、市内の小学生に配るものは、完成したそのままの商品ですので、多分、使う分は確保できると思います。そのような状況はことしの春に聞いておりました。

○松久委員長 最初は手づくりだったのが、数が増えてくると、その手づくりの味を残し

て、一部機械制作というような工夫をされているのかもしれませんが。

○多原委員 私もよくわかりませんが、手づくりといっても、多分、糸ノコで外とか中をカットしていると思います。現代的には、レーザーを使うと簡単にできるらしいのですが、レーザー購入には相当な金額がかかるということです。今、その辺のことまで心配しても仕方ありませんので、当面、鈴木さんから仕入れて生徒にお配りする。そして、今後、札幌でも制作できるような体制を整えていくのが良いのではと思っておりました。

○松久委員長 資料を読ませていただいて思ったのは、そういうことであれば手がけたいという方や業者さんが出てきて、競い合うことになってくれば、それはそれでまた結構なことだと思います。そういうときに、指定や選定が林立してきますと、その透明性にも気をつけないと、また批判もされかねないところがあるかと思いました。そこで、品質とか、何によって違いが出てくるのか、いろいろと検討する必要があると思います。あるいは、今、一手に手がけておられる方が急につくれなくなったときに、それでもほかにあれば、そこから調達はあるのでしょうか、ムックリというのは、文化を継承していく、そして、多くの人にその気持ちを宿してもらう手段として非常に重要な道具だと思うのです。ですので、今後もいい品質のものを調達できるようになればいいなと思ってお話を伺わせていただきました。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、次期札幌市アイヌ施策推進計画の策定に向けた今後の進め方について、資料の説明をお願いいたします

○事務局（一條制度担当係長） 次期札幌市アイヌ施策推進計画の策定に向けた今後の進め方について、私からご説明をさせていただきます。

現在の札幌市アイヌ施策推進計画につきましては、平成22年9月に策定したものととなります。

こちらの計画の期間としましては、おおむね10年間を目処とした計画となっておりますため、令和2年度中に次期計画の策定を行いたいと考えております。

資料4の次期札幌市アイヌ施策推進計画の策定に向けた今後の進め方（案）をご覧ください。

令和2年度末に計画の策定、公表を予定しておりまして、それまでのスケジュールを引いたものとなります。

まず、令和元年10月ということで、本日の第2回施策推進委員会の中で、この後になりますが、現計画の進捗状況報告を通して、現計画の振り返りを行いまして、次回の第3回施策推進委員会をことしの12月ごろに開催したいと考えております。その12月の委員会で、計画名称や計画期間、目的、計画の体系などの基本的な事項についてご審議いただきたいと考えております。

その後、年が明けて、7月ごろまでの間に施策推進委員会を3回ほど開催させていただきまして、前回審議結果を踏まえた内容や各施策案の審議を重ねまして、素案を固めたい

と思っております。

また、この期間に合わせまして、事務局側では、札幌アイヌ協会様などの団体と意見交換を複数回実施する予定としております。その意見交換の内容については施策推進委員会にご報告をさせていただければと思っております。

令和2年10月ごろの施策推進委員会の中では、計画素案の最終確認を行いまして、12月ごろに計画素案に対する市民意見の募集、パブリックコメントを実施し、事務局側で寄せられた意見の検証を行いまして、その後、令和3年2月ごろの施策推進委員会で計画の最終確認を行い、3月の計画策定、公表を目指して、このような形で進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

それでは、この案につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○阿部委員 本来であれば、きょうの冒頭にこのことを発言したいと思っていたのですが、議題としてあるものですから、発言を控えていました。

きょうお配りの資料の最後のところに、いわゆる平成22年9月に取りまとめた札幌市アイヌ施策推進計画があります。この中に一覧表になっているところがあるのですが、例えば、事前に送られた中で、平成22年度のアイヌ施策推進計画はこのようにまとめたものですよという一覧表がございます。アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現というのが計画の目的で、施策目標としては三つあって、1番目が市民理解の促進、2番目が伝統文化の保存・継承・振興、3番目に生活関連施策の推進と書かれてございます。

この3番目の生活関連施策の推進というのは二つありまして、産業振興等の推進と生活環境等の整備というふうに私たちは決めさせていただいたのです。

ところが、別に文句を言う訳ではありませんけれども、今回のような会議をやっても、このことについての具体的な取り組みや報告というのは、例えば、アイヌ施策推進法で交付金が出るといっても、その項目は全く入っていないのです。非常に物すごい事業をして、北海道の一覧表を配らせていただいたのですけれども、釧路市が1億3,000万円、白老か平取が1億円、それから、札幌も1億円ということで、こういうことに対してすごい取り組みをやっていただいて、私は、アイヌ施策課、市の皆さんに心から感謝を申し上げるのですけれども、残念ながら、生活関連施策の推進については、私たちから言わせれば何なのかという感じです。

私のところには、けさの8時半にも、75歳になる昔からの仲間から、阿部さん、一体どうなっているのだ、俺たちのことをやるやると言っているながら、アイヌ施策推進法で、三重県の松阪までやっているではないか。それなのに、北海道の市町村は余りしないし、札幌市もこれだけやっていると言っているのに、俺たちのことは何もしてくれないではないか、これはおかしいのではないかと言う訳です。先ほどもありましたが、例えば、集会をやったときに、こんなものに税金を使うのはいかなものかという人たちも国民の中に

はいらっしゃる訳です。

今回もアイヌ新法という法律ができて、第1条には先住民族と書かれて、素晴らしいことなのですが、先住民族が誰かという説明がないのです。明治以降、アイヌの墓を掘って行って、世界中に持って行って、日本では12の大学が骨を持っている訳です。今、それを返還しなさいということで、11月、12月に白老の慰霊施設に遺骨を全部集めます。一部の報道では、研究のために集めるのだろーと言われていますが、違います。一体化作業をして、土葬で入れた副葬品も全部返しなさいということですね。そのために慰霊施設に集約するということなのです。こういうこともいろいろやっているけれども、俺たちのアイヌ民族の生活の実態調査を何十年もやってきて、生活保護率が高いとか、年収が低いとか、子どもの高校進学率も大学進学率も和人に比べたら低いとか、お年寄りも年金がなくて健康保険にも入れない、年金ももらえない、住宅もなくて大変だ、生活保護率も倍だと言っているのに、おまえたちは何もしないではないかと、けさも怒られてきました。そういう意味では、先住民族とは何かというのはわかりやすいことなのです。

国連の提言では、150年前に日本はアイヌ民族に何をしたのか、これだけなのです。住んでいた土地を全部取り上げられて、家や周りの畑、土地も取り上げられたではないですか。言葉も宗教も文化も禁止されて、生業である狩猟、漁業、採取も全部禁止されたではないですか。餓死者まで出たので、アイヌは活動を始めたのではないか。だからおまえたちのアイヌ協会に入るということで、会費を5,000円も払ってやっている。おまえらの給料を払うためにやっているのかと、けさも怒られました。

そういう意味では、本当に私たちがなぜこういうことをするのか、アイヌ文化でなぜムックリを弾くのか、なぜトンコリをやるのか、サケもシカもとれなくなりましたが、食べられなくなったのは、アイヌだけではないのです。そこにいたシカもクマもいろいろな動物たちもサケをとることができないでしょう。そういうことが、今、自然破壊につながっているのではありませんか。

国連で16歳のグレタさんという女の子が、物すごく泣きながら、あの世界の人たちに向かって訴えて、私も本当に涙がとまりませんでした。

実は今、50の地方協会がありますが、札幌は会員が一番多く、第1位になりました。本当はもっとこの3倍も4倍も5倍もいます。札幌へみんな出てくるのですが、アイヌ協会に私はアイヌだと訴える人がいません。だから、こういう人たちに何でアイヌは素晴らしいのだろーということを教えるためには、アイヌ文化は、この大地を母なる大地と言ってきた私たち人間だけではないのだ、アイヌだけではないのだという考えを是非やってもらいたいと思いますので、長くなりましたけれども、是非今後の計画については、アイヌ民族の生活、あるいは、環境改善のためにやっていただきたいというお願いでございますので、委員の先生方のご理解をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見等はございませんでしょうか。

○貝澤委員 まず一つは、先ほどからありましたが、今回の計画を見ていると、平取にレーザー彫刻のモニュメントがありまして、普通の板に彫刻する場合は、基本的には彫刻刀で彫刻するのが一番いいのだろうけれども、今後は、札幌もここら辺を視野に入れてというか、アイヌ文様というのは、やっぱりレーザーでやってもすばらしいので、ここは視野に入れて、レーザーの彫刻刀で、平取は何年か前から入って、今、既に売り出しています。札幌市も、うまく購入できるのであれば、そういう予定も立てて、もしかしたら先ほどのムックリにも使えるかもしれないので、そういうことも考えていったらいいと思います。

それから、計画の1ページの下のほうに、先ほど多原委員からもありましたが、伝承活動の担い手が現在不足している状況となっているということです。でも、アイヌの文化というのは伝承していかなければいけないと思うのです。これをお年寄りと若い子どもたちの教育も大事ですので、教育にその文化を取り入れていくには、お年寄りと若い人たちが一緒にいる時間を多くするような施設、例えば、アイヌ文化交流センターみたいな施設があって、そこは皆さんが通いやすい場所、今の小金湯では遠過ぎるので、都心部、中心部がいいと思うのです。中心部ではなくても、通いやすい場所ですね。そこで何とか、まだ伝承できる人たちがたくさんいる状況ですので、お年寄りと若い人たちをうまくドッキングする企画を、私もまだ具体的に頭にはないのですが、練っていけないかと思うのです。そこは皆さんの知恵を借りていかなければできないと思うのですが、そういうことも考えていただきたいということです。

○松久委員長 ただいま、レーザーによる彫刻のお話をいただきましたが、案としては、購入したい方への支援に結びついた話なのでしょうか。

○貝澤委員 いえ。聞いた話では、各自が購入できるような金額ではなくて、何千万円もするそうです。

○松久委員長 既にそれが施策として行われているところがあるのですか。

○貝澤委員 平取町に工芸館みたいなものがあります。

○松久委員長 そこで、どういう形でそれが使われているのですか。

○貝澤委員 工芸伝承館ウレシパですね。そこでは、レーザー彫刻でいろいろな皮に彫刻したり、木に細かい模様を彫刻して売り出したり、講習会みたいなものを試行的にやっているようです。

○松久委員長 それは、平取ではどこが所有しているのでしょうか。

○貝澤委員 平取町だと思います。

○松久委員長 それを使って製品をつくっているのか、あるいは、講習などのときにそういうものを使ってということでしょうか。

○貝澤委員 平取町が所有だとは思いますが、そこら辺は調べていただきたいと思います。それを実際にやっているのは、二風谷民芸組合とか、二風谷に二つぐらいの工芸館の組合がありまして、その人たちが講師となって教えたり使ったりしているようです。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見、情報提供も含めまして、何かございましたらお寄せいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部委員 今、貝澤委員が言ったやつは、きょうお配りの資料の札幌市アイヌ施策推進計画の15ページ、16ページに、いわゆる産業振興等の推進というのがあるのですが、16ページの冒頭に、（ア）として今後実施する施策とか、（イ）として実施に当たり検討を要する施策とあるのですが、この産業振興のあたりで今のことを考えていただければと思います。

例えば、施策課の方はもちろん平取町に行ったことがあると思うのですが、あそこにはチセが10棟ぐらいあるのです。札幌は2棟しかありませんが、あそこは10棟も持っているのです。どうやって建てたのかと聞いたら、財団の事業とか、道の事業とか、国の事業とか、いろいろなことで9棟を建てましたとおっしゃっていました。チセは非常に暖かくて、夜9時まで年から年中やっているのです。どうしてこんなに暖かいのかと聞いたら、壁のカヤも、真ん中にベニヤ板がずっと囲って入っているのだと言うのです。あれは暖かいですね。お金を聞いたら、札幌のチセの2倍の1棟4,000万円ぐらいで、土台もすごいです。あそこまでやるというのは相当です。あそこは、町を挙げて、国や道や財団と話し合っていて、今言った工芸館も建物が3億円で、施設もレーザー機械とか物すごいことをやっていますので、やっぱりピリカコタンは北海道で一番の札幌のアイヌの多いところで、これだけ事業をやっているのだから、委員長、是非検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいま、15ページ、16ページとございました。これは第1期の計画で、第2期の計画のときにもこちら辺に留意していただきたいというご意見でございました。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、この案に沿って計画を進めるということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、ご承認いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、札幌市アイヌ施策推進計画の進捗状況報告について、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（一條制度担当係長） 現計画の進捗状況報告につきまして、私からご説明させていただきます。

資料5の札幌市アイヌ施策推進計画の進捗状況報告をご覧ください。

先ほどもご説明しましたとおり、次期計画の策定に向けまして、最初の取り組みとして、現計画に掲げている各種推進施策の進捗状況についてご報告し、現計画の振り返りを行いたいと思っております。

初めに、この資料の見方をご説明いたします。

資料の左側には、お手元に配付している表に平成22年9月と書かれた札幌市アイヌ施策推進計画の10ページ目になりますが、3の施策目標と推進施策の各項目を記載しております。それに対応して、右側にはこれまでの実績を記載しております。

それでは、施策目標1の市民理解の促進から順にご報告をさせていただきます。

施策目標1では、推進施策1として伝統文化の啓発活動の推進を掲げておりまして、各種施策を実施しているところでございます。

これまでの施策の継続実施として、aの人権啓発と歴史・文化の紹介の中では、ラッピングバスの運行とか人権ノートの配布に加えまして、アイヌ文化体験講座のメニューの一つとして、アイヌの歴史と文化の講座を実施しております。

bからeに関しましては、数値報告のみとなりますので、割愛をしたいと思います。

2ページ目の今後実施する施策に移ります。

aの地域の各種団体との連携ですが、南区の魅力PRを目的として実施されているシーニックバイウェイ支援事業では、札幌市アイヌ文化交流センターもスタンプラリーに参加するなどの連携を行っています。

bの広報誌等による情報提供では、広報さっぽろや市有施設へのチラシの配布などを行っています。

cのアイヌ語の案内表記の実施ですが、札幌市アイヌ文化交流センター内の交流ホールや会議室、トイレ等の入り口に日本語とアイヌ語を併記した案内表示を設置しております。

dのアイヌ語キャンペーンの実施では、イランカラテキャンペーンを推進しておりまして、ポスター掲示や、リーフレット、クリアファイル等の啓発品を配布しており、平成29年度からは、フラワーカーペットに合わせて、北3条広場会場で啓発品等の配布を行っています。

eのアイヌアート・モニュメントの設置では、より多くの市民に見てもらえるように、人通りの多い地下歩行空間やJR札幌駅、そのほか、札幌市役所、中央区民センター、丸井井札幌本店にアイヌ文様のタペストリーを設置しております。

fの公共空間を利用した情報発信としまして、ただいま申し上げましたアイヌアート・モニュメントの設置とか、アイヌ文化について紹介するフィルムシートを作製し、チ・カ・ホの壁面に設置させていただいているほか、さっぽろ夏まつりPRステージでの交流センターの紹介やアイヌミュージックライブの実施、更に、さっぽろ雪まつり期間中にチ・カ・ホで行われているイベントの中で、アイヌ伝統文化体験、工芸品展示販売の実施、アイヌ文化を発信する空間の整備など、さまざまなところでアイヌ文化を発信しているところでございます。

次に、推進施策2の教育等による市民理解の促進に移りたいと思います。

これまでの施策の継続実施では、教職員や市職員向けの各種研修会の実施、教職員用指導資料の作成、教育相談員の小・中学校への派遣を行っています。

今後実施する施策につきましては、副読本、映像資料の活用や、社会科学習におけるアイヌ文化に関する授業の実施、アイヌ民具の貸し出し、そのほか、ゲストティーチャーの学校派遣等を実施しております。

続きまして、7 ページ目の施策目標 2 の伝統文化の保存・継承・振興に移りたいと思います。

施策目標 2 では、推進施策 1 のアイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進を掲げておりまして、遺跡等に関する施策を掲載しております。

これまでの施策の継続実施としまして、a の遺跡の情報提供では、さとらんどに保存されている遺跡の整備、活用に向けた基本構想計画検討委員会において、遺跡に関する情報提供を行っております。

今後実施する施策としましては、a の「さとらんど」の遺跡の保存では、今申し上げた検討委員会において検討を進めまして、平成 30 年度に丘珠縄文遺跡体験学習館、丘珠遺跡展示室がオープンしたところでございます。

b の遺跡調査に関する調整は、再掲となるので、割愛いたします。

c の埋蔵文化財センターの展示の見直しでは、埋蔵文化財展示室の全面的更新に合わせて、アイヌ文化期の出土資料を新たに展示させていただいております。

次に、推進施策 2 の伝統文化活動の推進に移ります。

これまでの施策の継続実施といたしまして、a の札幌市アイヌ文化交流センターの運営を行っております、利用状況は表のとおりとなっております。平成 30 年度は、平成 25 年度に次ぐ来館者数となっております、展示室観覧者数は最も多い年となっております。

b のアイヌ伝統文化継承のための資源調査では、平成 18 年から 23 年までの間、アイヌ伝統文化の継承のため、札幌市アイヌ文化交流センター周辺にはどのような植物が生育しているかを調査しました。

c から f につきましては、再掲ですので、割愛いたします。

今後実施する施策の a のアイヌ語講座の充実につきましては、アイヌ文化体験講座の中でアイヌ語講座を実施するという内容で、平成 22 年から 24 年に実施しております。

b のイオル計画策定・運営への協力につきましては、アイヌ民族文化財団から札幌地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生事業、イオル事業を受託し、アイヌ民族の伝統的作物の栽培や、料理、民具づくり等の文化体験講座の実施、古式舞踊の披露、アイヌの方への昔の暮らしや伝統に関する聞き取り調査を行いました。

c の札幌市アイヌ文化交流センターへの指定管理者制度導入の検討についてでございますが、現時点におきましては、指定管理に必要なアイヌ伝統文化についての専門的な知識、技術、経験を有し、かつ、施設維持管理業務全般を行い、経理、契約等の事務を遂行する体制を有する団体はないと判断しておりまして、現在、指定管理者導入を見送っている状況となっております。

d の札幌市アイヌ文化交流センターの案内表示の設置としましては、来館者等を誘導するために、国道 230 号線沿いに案内表示を 2 カ所設置しております。

e の区民センターにおける文化体験講座等の充実及び民芸品展示販売につきましては、アイヌ文化体験講座を区民センターで実施し、講座開催にあわせて、アイヌ民芸品の展示、販売を行うという内容になっておりまして、講座等の開催にあわせての展示、販売は行っておりませんが、区民センターで文化体験講座を実施しておりまして、平成 30 年度におきましては、16 講座中 12 講座を区民センターで開催させていただいております。

f のさぼーとほっと基金の活用では、今年度に 1 件 20 万円の助成実績があるということでした。

h の藻岩山においてアイヌ民族の伝統文化等を紹介では、藻岩山ロープウェイ中腹駅 1 階にて、アイヌ伝統文化紹介コーナーが設置されております。

続きまして、実施に当たり検討を要する施策に移ります。

a の市内の高等教育機関における特別講義等の実施につきましては、札幌市立大学で開講している「札幌を学ぶ」という地域で活躍している方をゲストスピーカーとしてお招きして講義をしていただく講座において、アイヌ民族をお招きしてアイヌ文化についての講義をしていただいております。そのほかにも、さっぽろ市民カレッジで実施している講座「まちなかで触れるアイヌ文化」にて、アイヌ民族の歴史や文化を解説していただいております。

b の伝統文化の担い手育成の支援につきましては、先ほどご説明したイオル事業等の実施の中で伝統文化の担い手の育成を支援しております。

11 ページ目の施策目標 3 の生活関連施策の推進に移りたいと思います。

推進施策 1 の産業振興等の推進のうち、a と c は再掲ですので、割愛させていただきます。

b の民芸品展示販売スペースの設置といたしましては、雪まつり等のイベント時に合わせた試行販売や常設スペースの設置に向けた調査を継続しております。

アイヌ民芸品のブランド化は、今年度からの着手を予定しておりまして、ヒアリング等による調査、商品開発等を順次実施していく予定であります。

続きまして、推進施策 2 の生活環境等の整備に移りたいと思います。

これまでの施策の継続実施の a、b の施策は、数値報告のみですので、割愛させていただきます。

今後実施する施策の a の市街地に相談・交流の場を確保につきましては、老朽化した札幌市共同利用館の代替施設として、市街地にアイヌ民族の相談、交流の場を確保するという内容でございますが、現時点においては未実施という状況でございます。

最後に、実施に当たり検討を要する施策の a のアイヌ民族の児童・生徒に対する学習支援につきましては、教育関係者やボランティア講師の方々の協力を得ながら、アイヌの児童生徒を対象とする夏休み、冬休みの学習会を開催しているところとなっております。

続きまして、13ページ目の資料は、これまでの推進施策の実施状況を一覧にまとめたものになります。

右側に計画記載の項目数、実施済み数、一部実施数、未実施数を掲載しており、下側に未実施、一部実施となっている項目の内容をまとめております。

未実施項目の内容につきましては、市街地に相談・交流の場を確保して、一部実施項目の内容はその下の8項目となっております。

以上で、資料5の説明を終わらせていただきたいと思います。

○松久委員長 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました札幌市アイヌ施策推進計画の進捗状況報告について、ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

○北委員 8ページのアイヌ語講座の充実で、平成25年以降はゼロ人となっているのですが、これはなぜなのかということと、私事ですけれども、小学校から高校生までの子どもたちを相手に2種類の仕事をしておりまして、一つは塾で、一つは児童会館のスタッフなのですが、児童会館には図書室があるのですけれども、そこではアイヌ関連の書籍がわずか3冊しかないのです。実際に私も見てみましたら、本の貸し出しも行っているのですが、一度も借りられた形跡はありません。雑談がてら子どもたちにアイヌの方たちに関連があるかということを知りたいのですが、やっぱり身近にそういう人がいないからとか、小学校とか中学校で副読本をもらったり、ピリカコタンの体験学習などもありますけれども、行って終わりなのですよ。本当に記憶に残る学習の場がないのです。実際に子どもたちの生の声を聞くと、もうちょっと歴史を知っていただきたいので、映像とか書籍というのは自主的に手にとらないと読もうと思わないので、生の声を聞けるような講座というか、ネガティブなことでも構わないので、アイヌの方たちを迎えてお話を聞いたり、子どもたちの記憶に残る学習をしていただきたいと思います。

また、関連して、ピリカコタンにアイヌ食文化の発信スペースを設置とありますね。私数十年前なのなのですが、食の祭典があったのをご存じだと思うのですが、そこでアイヌ料理を食べるパビリオンがありまして、そこで私はキビとかアワとかヒエの食事をいただいたことがあります。今、雑穀米がすごくはやっていますけれども、本当にヘルシーで、とてもおいしい料理ばかりでした。ですから、映像ではなくて、レストランは無理でも、軽食文化としてテイクアウトでもいいので、アイヌの料理を食べられる場所があるといいなと思います。

○松久委員長 事務局からお願いします。

○事務局（大場アイヌ施策課長） まず、資料の8ページのアイヌ語講座の件ですが、平成22年にこの基本計画をつくって、こういう講座をやってまいりましたが、基本的にアイヌ語講座をやる事業というのは、アイヌ文化体験講座の中で実施してきたものでございます。ただ、アイヌ文化体験講座の項目が8個から9個ぐらいある中で、当初、アイヌ語講座も人気があってやっていたのですが、委託先の方からこの項目が選ばれなくな

ったということで、多分、刺しゅうとか木彫りとか人気のある講座が選ばれるようになってしまったのかなと思っております。

やらなくなった理由はそんなにないと思うのですけれども、より人気の高い講座のほうに実施が流れていったのかと思っております。

また、食文化の発信ということで、アイヌの食を実際に食べられたらいいのではないかというお話もありましたけれども、アイヌ文化交流センターでは毎月イベントをやっております、そのイベントにおいては、アイヌの食を提供していたり、夏祭りやアイヌ文化交流センターでやるイベントでは、アイヌの食文化に関する食の提供は結構やっております。

ただ、今回の食文化のブースをつくるといったところでは、今年度の事業では映像を流すのですけれども、長い目で見て、アイヌの食に関する講座もそこで開催して、実際にそこでつくって、そこで食することができるまで展開できるように考えております。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○多原委員 質問と確認をしたいと思います。

6 ページにゲストティーチャーの学校派遣とございますが、どのようなゲストティーチャーが学校に派遣されているのかをお聞きしたいと思います。

もう一つ、9 ページの d の札幌市アイヌ文化交流センターの案内表示の設置ですが、平成 24 年から案内表示板を 2 基設置しているとのことなのですが、札幌市アイヌ文化交流センターは、国道から入って下りていきます。道路に表示する看板の制約があるのでしょうか、国道で見ますと、札幌市アイヌ文化交流センターとサッポロピリカコタンという文字しか見えないので、アイヌのことをよく知っている人であれば、そういう施設があるのかとわかりますが、旅行業者とか、札幌でそういうお仕事をされている方でも、探してやっとあったのですとか、あったのを全然知らなかったという方が大半なのです。土地の確保とか、いろいろなことが必要なのでしょうが、今後は、できれば国道から見えるような大きなモニュメントで、ここにアイヌの施設があるのだというモニュメントができればうれしいなと思います。これから、そういった計画はないのでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） まず、案内表示の件は、現計画で計画されていて、国道の上に案内板があるのですけれども、確かに目を凝らさないとわかりづらいと感じるところであります。どういうふうにできるかわかりませんが、次の計画をつくる際に少しご検討いただいて、来館者が増えている等々の理由があるのであれば、計画にもう少しわかりやすい案内表示をしたほうがいいのではないかという内容を少し盛り込んでいただくことを検討していただきたいと思います。

○事務局（阿部義務教育担当係長） 教育委員会でございます。

ゲストティーチャーの学校派遣ということでございますけれども、教育委員会でも推進しております人権教育推進事業の課題の一つに、アイヌ民族の方を学校に招いて行う体験的

な学習という項目がございます。こちらの数は、派遣した研究推進校数となっております。

以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○八代委員 先ほど、阿部会長の生活関連施策の推進についてのご発言をお聞きして、問題意識を持たせていただいたところです。今までは、施策の推進計画というところではいいますと、ここに記載されている住宅資金の貸し付けとか、相談とか、そういう項目が挙げられているにとどまっているものですから、そうすると、検証をしても実施済みだよということになる訳です。具体的にイメージさせていただきたいのですが、阿部委員が考えてらっしゃる生活環境等の整備というところで、こういう具体的な施策があれば望ましいというお考えがあれば、聞かせていただきたいと思います。

○阿部委員 私たちは、70年前、私の生まれた年は昭和21年なのですが、1946年に日高管内の静内町で、社団法人北海道アイヌ協会を設立いたしました。それから七十数年間の戦いで、国に対しても、1984年、昭和59年に、アイヌ民族に関する法律をつくってほしいということで、6項目の提言をしております。一貫して、私たちのアイヌ協会というのは、国に対して、まず、土地を奪ったのでしょうか、それは世界中で、今、日本として正しいのですか、土地を奪った賠償、補償というものはあるでしょうか。北海道の土地は560万人、今は530万人ですけども、北海道民に権利書を与えて、税金を払えと言っているから、この土地を返せというのは難しいのですけれども、2分の1はまだ国有地なのです。北海道有地、市町村有地がある訳です。だから、そういう山や川を使わせてくださいということで、先ほども王子の話とか国有林の話がありましたけれども、サケをとる権利すらないのです。私たちの先祖は、サケとシカをとって食べていたのです。それすらとらせてもらえません。今、アメリカもカナダもオーストラリアもニュージーランドも北欧3国も、これは全部認められています。それをやってほしいとお願いしているのだけれども、日本政府は、この辺について返事もしません。しかし、今度は、新しい法律で、きちんと申請を出せば、儀式的分はいいよとか、生活でどうしても必要だったら考えてもいいよみたいなことを言っている部分もあります。こういう面では、その辺のことを国際法的にきちんとやってもらいたいということは一貫して言っているのです。

そして、今から50年前に北海道庁が国と一緒に実態調査をして、どういう生活実態なのかを調べたら、所得が日本の人たちの半分以下、高校の進学率も悪いし、年金ももらっていないという実態があるから、北海道ウタリ福祉対策を今から50年前に始めたのです。これすらもちゃんとやられていないのです。そういうことをお願いして、やってもらいたいと言っているのです。

しかし、それを今までやらないものだから、権利宣言すらも、日本政府は、分離独立は認めないぞとかいろいろな制限をかけてきているから、なかなかできないのです。しかし、今度、やっと先住民族と書きました。しかし、先住民族とは何かを教えないから、いろい

ろなところから出てくるのです。おまえたちはチセで暮らしているのか、アイヌ語はしゃべれるのか、どこで暮らしているのだみたいなことを言って、札幌なんかに来てしまったら、悪いけれども、歌や踊りやアイヌ語講座などの文化に触れるようなアイヌというのは、9割方いません。みんな違う仕事をしているから、親も子どもがアイヌのことをやるなんて状況にないのです。

そういうことをしっかり変えていくために、国は、アイヌ総合政策室をつくって、北海道だったらアイヌ政策課、札幌だったらアイヌ施策課があって、何十人もこのようにやってくれているので、それを市民の方に理解してもらわなければいけないということでお願いをしております。

今おっしゃるように、私たちがお願いしているのは、子どもの教育なのです。これは、50年前に国連を強制脱退されたあの台湾ですら、1992年に初めて憲法に1条を書いて、あそこは原住民族と言うのですけれども、我が国には原住民族がいると言って、今、16の民族を認めました。その民族の子どもの教育は、幼稚園から大学まで無料だとなっているのです。お年寄りの年金も、あなた方は仕事をまともにさせてもらえなかったねと言って、一般は65歳なのだけれども、原住民族は55歳から、足りなかったらそれを援助する法律まであります。国家公務員も地方公務員も100人に2人は原住民族を採用しなさいと言うから、学歴が高くなってきます。原住民族の地方公務員、市町村、あるいは北海道庁の国の役員がいっぱいいるのです。そういうことをやっているのです、そういう施策をお願いしますと言っているのです。

お年寄りは年金もかけられない、健康保険にも入られない、病院にも行けないのです。生活保護の申請に行ったら、おまえの親も兄弟も田舎にいるのだろう、親に面倒を見てもらえとやられて、生活保護すらもらえない。こんな大変な状況なのだから、何とか生活のことも考えていただけませんかというお願いなのですね。

7年前にアイヌ施策推進委員会でも生活関連のことをやっていただけませんかとお願いしているのだけれども、そこはなかなか進んでいきません。アイヌ住宅にしても、一軒家を建ててやるといったら、札幌で土地を買うといったら、何千万円もします。そこにまた家を建てると何千万円もします。恐らく、そういうことをやっていたら、家なんか建てられないです。だから、きょうの資料にもありますけれども、5年も6年も誰も家なんか建てる人がいません。この制度自体が大変問題のある制度であって、これは本州にある皆さんご存じの同和対策事業と同じような形でやったのだけれども、同和対策事業では、その国や県が合わせて4分の3も補助をしているのです。4分の1だけ同和対策事業の人が借金をして払うのですけれども、北海道の場合は、逆ですよ。4分の3はアイヌが払って、4分の1は国と道が払っている。話にならないです。そういう制度もいろいろあるから、子どもの教育、あるいは、お年寄りの年金、医療福祉問題についてやっていただきたいというお願いをしているのだけれども、なかなかこの辺は、国や道や札幌市もいろいろ問題があるのでしょけれども、進んでいないのが実態でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

札幌市として、できる範囲で、こういうことがあるのではないかなどのご提言などございますでしょうか。

○阿部委員 今、国や道でもかなり一生懸命やっただいていて、子どもの教育の問題については相当改善してきております。しかし、先ほどから言っていますが、アイヌ文化についても、いろいろなイベントをやって、民芸品をつくるとか、先ほどもムックリをつくるのだと言ったら、何とかして工場をつくってやろうかと言っているけれども、それに参加する人はいいいです。ところが、札幌では、アイヌのうちの10%にも満たない。90%の人がアイヌのことをやっていないのです。そういう人たちがお仕事をするために、対策課をつくって仕事を紹介するとか、そういうことはできませんかということをお願いしている訳です。

そういう政策の部分についてお願いしたいという要望を前回から上げているのですけれども、今回はまだ進んでいないので、ことしやる分については、しっかり対策を考えていただきたいという札幌アイヌ協会としてのお願いでございます。

○松久委員長 一つは、就業支援という形ですね。

○多原委員 今回の法律は、いわゆるアイヌ施策推進法ですから、先住民族の権利は認められていない訳です。この法律をつくるに当たって、内閣府で初めてアイヌの声を聞き取りしたときに、さまざまな意見がたくさんありました。そこで、アイヌ文化を享受していて、できる人は何かの恩恵は受けるかもしれませんが、同化政策の中で生きてきて、全くアイヌ文化を知らなくて、高齢者になってしまって、仕事もない、そういったアイヌはどうするのですかという質問をしたときに、例えば、「アイヌ文化交流センターであるとか、区民センターで講座を設けて、アイヌ語をわかっている人、アイヌの昔のことをわかっている人、アイヌの生活をわかっている人は、その子どもや一般の方々にその経験を語る。それで、アイヌのことが全くわからなくても、自分のアイヌとして生きた経験を語る。そういったところでお仕事をしてもらおうということも一つ考えています。」という話をいただきました。

今後、札幌市さんとの今後の協議の中で、各区民センター等にブースを設けていただきたいと思います。

先ほど、アイヌ語の講座がないというお話がありました。言葉に関しては、たった1日お勉強しても全く無理ですね。なので、結局はそこに来る方も少なくなってしまう。連続講座が必要なのです。

アイヌ民族文化財団で行っているアイヌ語の講座がありますが、これは、アイヌ協会員やその家族がそこで習って、伝承していくというもので、一般の方に開放しているのは、入門講座というアイヌ語の挨拶とか、単語の初歩を勉強する講座です。そのくらいですので、私たち民族の言葉を皆さんに理解してもらおう場所がなかなかないのです。

今言ったようなことを緊急の生活支援として、こういうことができる高齢者の方に、今

ある区民センターのどこか一画のブースに、何曜日は簡単なアイヌ語教室をしますよ、何曜日はアイヌ料理の説明をしますよ、アイヌのおじいちゃん、おばあちゃんが昔話をしますよというコーナーを設けて、将来的にはアイヌ文化交流センターというものを開設する。世界各地の先住民族の施策が進んでいるところは、そういった文化交流センターがあるそうです。そこには、おじいちゃん、おばあちゃん、おじさん、おばさんたちがいつもいて、学校から帰ってきた先住民族の子どもたちは、そこへ真っすぐ行って、好きなことをして、おばあちゃんやおじいちゃんと触れて、いろいろな文化を習う。一般の方もそこへ来て、いろいろな話をする。そのような施設・環境作りをしていただきたいと思います。

子どもの幼児期からの教育、それから、高齢者の方には生きがいを持っていただく施策、自分の経験を伝えていただく場をつくっていくことは、やろうと思えばすぐにできることではないかと思っております。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見等ございませんか。

○八代委員 先ほどのお話の続きで、就業支援の制度の施策を策定するのは、札幌市としても取り組むことができるものではないかと思うのですが、そういうものを組み込むことは、今、お答えしていただけるかどうかわからないですけれども、可能性としては考えられるのではないのでしょうか。

○事務局（丹尾市民生活部長） 就業支援ということではいいますと、財団でも文化の担い手育成をやっておられるものもあるのですが、会長がおっしゃったように、違うお仕事をされている9割の方が、アイヌにかかわらないお仕事につくための支援ではないのですね。ですから、アイヌの文化にかかわって、後継者として育成をしていくという内容が主なのかなと思っております。

札幌市として就業支援ということをしていくに当たって、交付金で事業をやるには、アイヌの文化振興などにかかわる形の就業であれば支援しやすいのではないかと考えていて、例えば財団と連携して何かできないかということは今後考えていくことはできるかもしれません。

ただ、失業対策のようなことになると、今回の交付金制度では対象にならないと聞いており、そこは国策としてまだ新しく対象として踏み出していない部分で、いろいろなご要望があることは存じているのですけれども、今回の交付金で行うことについては難しいところがあると思っております。

○松久委員長 アイヌの方々がこれまでの歴史的な経緯の中で置かれてきた不利な立場が収入面、子どもに教育を受けさせる機会の不均衡などにもつながっていると思います。その改善のためには就業支援が大きな意味を持ちうると思いますが、今回の交付金制度の仕組みからは制約があるということですね。

そのような制約の中でも、就業の重要性を意識し留意していくことが施策の厚み広がりにつながってくるのかもしれないなという気持ちで聞かせていただきました。

ほかにございませんでしょうか。

○阿部委員 今、部長がおっしゃったことについては、私はひどくショックを受けているのですけれども、それは40年前から国会で話されていることですよ。首相も官房長官も、それに対してはきちんと考えなければいけないと国会答弁で本にもなっているのです。私は、今の発言は承認できないです。

○事務局（丹尾市民生活部長） 詳細なところに触れない言い方で申し訳なかったのですが、今回の交付金でできることというのは、アイヌの文化にかかわって、例えば、今、ブランド化の推進のようなことをやっておりますけれども、今までアイヌの文化にかかわってきてはいないけれども、ルーツといいますか、アイデンティティーを持っている皆さんが関連したお仕事につけるような場をどんどんつくっていくというのはできるのではないかと考えております。例えば、民芸品の販売の場であるとか、アイヌ文化の体験をしていただくような場をもっと広げることで、例えば、直接文化にたずさわらない方にもそういうところでの雇用を生み出していくとか、当然のことながら、アイヌの方の生活支援につながるような施策をやっていきたいと思っておりますし、今回のアイヌ施策推進法はまだ十分にそこに踏み出していないのですけれども、産業振興、地域振興というところを新たに柱にしたということは重く受けとめておりまして、この中でできることを工夫して現実的なところで一生懸命やっていきたいと思っています。

○阿部委員 委員長、申し訳ないのですけれども、北海道ウタリ福祉対策というのがいつから始まって、何をしてきたかご存じですか。今から10年前にアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策に名前が変わって、法律も変わったのだけれども、そこで何をしているかということを考えなければいけません。これは文化をする人のためだけではありません。根本的な教育問題とか生活問題なのですからね。世界中でやっているのは、権利宣言があって、このことは司法行政立法で認めているのですよ。1997年に二風谷ダム裁判でアイヌを先住民族と認めたら、国は控訴しなかったではないですか。2008年にアイヌのことを先住民族と認めると国会決議を衆参でできたら、町村内閣官房長官が行政としてアイヌを先住民族と認めて、権利宣言に基づいて、アイヌ政策を一生懸命やりますと答弁しませんでしたか。三権で認めているのですよ。認識がちょっと違うと思うので、それだけ言っておきます。

○松久委員長 奨学金の支給というのはまた難しい問題もあるのでしょうかけれども、たしか道のほうでやっていましたね。

○阿部委員 国が支援をして2分の1を出して、道が2分の1を出して、道は50年前から対策をやっている訳です。

○松久委員長 札幌市のほうでも奨学金を出そうと思っても、そういうほうに使えるものは、国からの補助としては入ってきていないのですね。

○阿部委員 ただ、今度、また言おうと思ったのですけれども、国と道がやるイオルはことして終わりなのです。今度は市町村がイオルをやるのです。だから、きのうも財団の理

事会がありましたけれども、今度は市町村がイオルをやるのです。もう国や道ではないのです。だから、交付金を出すから市町村でやってくださいねと。今度はイオル事業もそうなるので、これからますます市町村がいろいろなことで、札幌市にも計画を立てていただきましたけれども、それに対して国が8割、2年目でまた1割を出すから、9割の補助事業としてやってくれるから、お願いしますねということだと私たちは理解しています。

○松久委員長 交付金ゆえの縛りという面と、それを離れて、市の財政の中でどういう捻出が可能なのかとか、いろいろ問題、課題はあろうかと思います。ここら辺は、私もいろいろ教えていただいたりしながら考えていきたいと思っています。

○貝澤委員 今の部長のお答えですが、今回は地域産業振興が入っていると。きっと前回よりは、使いようによっては、交付金として使える訳ですから、頭のひねり方で使えると私は思っていたのです。

例えば、私の友達は林業関係が多いものですから、南区に回った林業関係の仕事の人たちは、今までは、冬山、夏山のどちらにも入って、間伐の仕事をしたり、造林関係の仕事をしていたのです。ところが、やはり交付金も何もない状態で、何千万円もする機械なのです。木を倒して間伐をして、皮をむいて、山の中で道もつけながら運べる状態にしてしまうのです。それでは採算がとれなくなってきたと聞いていたのですが、次第になくなってしまって、今、南区でそういう仕事をしている人はほとんどいない状況です。西区に若干いるかもしれないけれども、それも札幌近辺ではないです。そういう仕事として考えていくことに結びつけていくと、アイヌのことではないけれども、自然のことですので、遠くを見たら、アイヌに結構関連しています。そういうことにちょっと頭をひねっていったら何かできないかと思うのです。そして、産業にもつながっていく。今、アイヌのことを何もやっていないけれども、それなら俺の得意分野だと。今まで土建関係だったけれども、そっちならできるぞという人も出てくるような気がするのですよ。

今、札幌アイヌ協会に二百数十人いる中で、先ほど言ったように、二百数十人がアイヌ関連をやっているかという、決してそうではなくて、恐らく100人もいないです。そうではない百数十人は、先ほどあった助成金がありますね。高校に行ったらお金がおりるとか、大学の申請とか、住宅は最近ないようですけども、協会に入っていれば受けられるメリットがあるので入っているという人も結構多い訳です。私の感覚では、恐らく半分ぐらいいるのではないかと思いますので、そこら辺を十分検討して、何とか新しい産業に結びつけられないかと思います。そこは、頭を使ってください。

もう一つは、質問なのです。

資料の9ページで、令和元年度のさぼ一とほっと基金の活用をもう少し説明してほしいのです。1件あったそうですが、どんな活用ができるのかということが一つです。

続けて、その2行下に、藻岩山においてアイヌ民族の伝統文化等を紹介とあります。これは、今、紹介コーナーを設置している訳ですが、その効果というか、そこを通して、

例えば、販売に結びついたり、どこかに紹介したり、そういう結果を教えていただきたいです。

それと関連してもう一つあるのですが、11ページの民芸品の展示販売スペースは、当然、アイヌ文化に関連するのですが、これについての現在の状況とその見通しについてもお教えいただきたいと思います。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 9ページのさぽーとほっと基金の活用ということで、まさに資料としてお配りしておりますテッラマードレのチラシにさぽーとほっと基金が入っております。助成といったところの一番最後にさぽーとほっと基金という記載もございますので、ご確認いただければと思います。

同じ9ページの藻岩山においてアイヌ民族の伝統文化等を紹介ということで、紹介コーナーを設置した効果は把握しておりません。設置はしておりますけれども、その後、設置したことでどのような効果があったのかという情報は入ってきていないので、もし入るところがあれば、情報は仕入れておきたいなと思っております。

11ページの民芸品展示販売スペースの設置は、さまざまな試行販売を重ねまして、市場調査をいろいろやってきております。今後、基本的には定期的にスペースを設けることができるのかどうかということも含めて調査をしていくため、どういうものが多く売れるのか、どういう価格帯が多く売れるのか、どういう年代の人が多く買っていくのか、作家がつくれる個数の能力とか、そういうものも含めて今後検討させていただいて、なるべく札幌に来て、アイヌ民芸品はどこで売っていますかというときに紹介できる場所ができる形を目指して調査をしていきたいと思っております。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

3. その他

○松久委員長 それでは、その他に入らせていただきます。

事務局からございますでしょうか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） その他といたしまして、もう一枚お配りしておりますチラシは、第10回ウレシパ・フェスタということで、10月26日に札幌大学において開催されるイベントでございます。ウレシパクラブということで、札幌大学でアイヌ民族の関係の方々を学生として受け入れている活動について報告する会ということでチラシが配られておりますので、ご覧いただければと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 次回の開催につきまして、資料４でお配りしておりますとおり、１２月に開催を予定しているところでございます。

資料４にはいろいろ項目が書いてありますけれども、これから中身をいろいろと検討させていただいて、内容が若干変わる可能性もありますが、一旦はこのような項目で次回開催させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

またスケジュール等の調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

４．閉 会

○松久委員長 本日は、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第２回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了いたします。

以 上